

◎令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る 差押禁止等に関する法律

(令和六年四月五日法律第一三号) (衆)

一、提案理由 (令和六年三月二九日・衆議院本会議)

○新谷正義君 ただいま議題となりました両案について申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金について、その支給を受けることとなった者が自らこれを使用することができるようにするため、その支給を受ける権利の差押え等を禁止するとともに、その支給を受けた金銭の差押えを禁止する措置を講じようとするものであります。

本案は、二十七日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告 (令和六年四月五日)

○比嘉奈津美君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金について、その支給を受けることとなった者が自らこれを使用することができるよう、その差押禁止等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長新谷正義君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。